

令和4年度

定期監査結果報告書

須崎市監査委員

須崎市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第4項の規定に基づき、令和4年度 定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和5年 3 月23日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 佐 々 木 學

1. 監査の期間

第1期：令和4年10月11日 から 令和4年11月22日 まで

第2期：令和5年1月11日 から 令和5年1月27日 まで

2. 監査を執行した委員

畠中健治

高橋祐平（～令和4年11月18日）

佐々木學（令和4年11月21日～）

3. 監査の対象および監査実施日

	監査実施日	監査対象	監査基準日
第1期	10月11日	議会事務局、農業委員会事務局、会計課	令和4年 9月30日
	11月12日	防災課、監査委員事務局、住宅・建築課	
	11月9日	健康推進課、市民課	
	11月10日	長寿介護課、税務課	
	11月17日	環境保全課、企画情報課	
	11月18日	水道課、人権交流センター	
	11月22日	選挙管理委員会事務局	
第2期	1月11日	元気創造課、プロジェクト推進室	令和4年 12月31日
	1月12日	農林水産課、福祉事務所	
	1月18日	建設課、現地（建設課）	
	1月19日	文化スポーツ・観光課、子ども・子育て支援課	
	1月26日	生涯学習課、学校教育課	
	1月27日	総務課	

4. 監査の方法

監査を実施するにあたっては、各課等より提出された定期監査資料および関係書類等について照合通査を行うとともに、各所属長等により所管事務事業等の説明を受けて、関係職員に対して質疑を行う中で監査を実施した。

5. 監査の主眼

前回の監査基準日から今回の監査基準日まで、おおむね1年間の監査対象期間（平成3年度～令和4年度にわたる）について、財務に関する事務、経営に係る事業の管理および、その他の事務の執行が適正、合理的かつ効率的に行われているか、補助金等に係る一連の事務および財産管理、契約、検査事務が適正に行われているかなどを主眼として監査した。

6. 監査の結果

監査の結果はおおむね良好と認められ、前年度までに指摘事項等とされた項目についても、おおむね改善の措置がされていた。

しかし、一部の課等において、注意事項が見受けられたので、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の事務処理等の適正な執行に努められたい。

なお、監査執行時において公表にまでは至らない軽微な事項については、各所管課に対して監査委員より口頭で改善を指導した。

全般的共通事項

1. 随意契約および補助金交付について

随意契約および補助金交付する相手の経営状況などの実態を把握しないままに、契約行為および交付をしているものが見受けられる。

入札を経て契約をする場合は、入札参加資格を審査した相手と契約しており、随意契約する場合や補助金交付も、入札参加資格に準じた書類を添付させ、契約および交付をするようにされたい。

2. その他

定期監査を通じて生じた事務改善点および疑問点について、総務課定期監査時に協議を行った。一部については改善を要請した。

所管別特記事項

≪市民課≫

【 注意事項 】

1. 物品一覧表の作成がされていないもの

令和3年3月から4月にかけて実施された庁舎リノベーションにより、物品の入れ替えが行われた。この物品の入れ替えにおいては、令和3年10月19日付、総務課より「物品の管理について」の通知があり、須崎市財産規則第67条3項の規定により物品一覧表を備えるものとなっている。速やかに作成されたい。

≪建設課≫

【 注意事項 】

1. 復命書が作成されていないもの

県外への出張後の復命方法が口頭となっている事例が見受けられた。

職員服務規程第13条において「出張した職員は、帰庁後速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書を作成し、提出しなければならない。」となっている。

職員服務規程に基づき、文書による復命とされたい。